

# 長期優良住宅普及促進事業について

## 「長期優良住宅普及促進事業」とは

「長期優良住宅普及促進事業」は、地域の中小住宅生産者により供給される木造住宅(一定の要件を満たす長期優良住宅)への助成を行い、住宅供給の主要な担い手である中小住宅生産者による長期優良住宅への取組を促進する補助事業です。

## 事業の内容

中小住宅生産者により供給される木造住宅で、下記の要件を満たす長期優良住宅に対して補助を行います。※ 建築着工前に交付申請の手続きを行って下さい。

1戸当たり  
建設費の1割以内  
かつ  
100万円を限度  
に補助

支援



中小住宅生産者により  
供給される木造住宅

持続可能な森林経営に  
資する地域材の活用

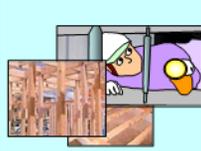
支援



1戸当たり  
上記に加えて、  
20万円を限度  
に追加補助

### 《補助の要件》

#### 長期優良住宅の認定



#### 所定の住宅履歴情報の整備

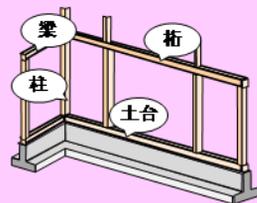


#### 建設過程の公開により、関連事業者や消費者等を啓発



### 《補助の要件》

構造材(柱・梁・桁・土台)の過半  
において、都道府県の認証制度  
などにより産地証明等がなされて  
いる木材を使用



- ① 中小住宅生産者による長期優良住宅の取組の普及促進
- ② 中小住宅生産者による地域材を活用した長期優良住宅の取組の普及促進

《補助の要件》の詳しい内容は裏面へ

## ◎ 平成21年度事業との主な相違点

- ◆ エントリーと補助金交付申請の手続きを一本化。
- ◆ 「地域資源活用型対象住宅」を補助の対象に追加。
- ◆ 補助を受けることのできる住宅の戸数は、1事業者あたり5戸を上限。
- ◆ 団体・グループによる申請を廃止。

※ この他の手続きの詳しい内容については、手続きマニュアルをご覧ください。

【お問い合わせ先】平成22年度長期優良住宅普及促進事業 実施支援室

電話 0570-050-792 <http://www.cyj-shien22.jp>

受付: 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 9:30～17:00

※ 長期優良住宅の認定(長期優良住宅建築等計画の認定)を受けただけでは補助は受けられません。補助を希望される方は、必ず「エントリー兼補助金交付申請」の手続きを行って下さい。

## ① 一般型対象住宅(戸当たり100万円上限)

### 長期優良住宅建築等計画の認定

所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けるものであること



長期優良住宅のイメージ(木造戸建住宅)

長期優良住宅の認定基準等については、国土交通省ホームページ「長期優良住宅法関連情報」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000006.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000006.html)

### 住宅履歴情報の整備

補助事業の実績報告までに住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること



住宅履歴情報については、国土交通省ホームページ「住宅履歴情報の整備検討について」をご覧ください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_000001.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000001.html)

### 建設過程の公開

住宅の棟上げ以降で、内装工事よりも前の工程で、工事中の現場を一般公開すること



補助事業者名、連絡先、公開予定の日程等について、公表する予定です。

## ② 地域資源活用型対象住宅(戸当たり120万円上限)

「一般型対象住宅」の要件に加えて、次の要件を満たす木造の長期優良住宅を対象とします。

### 産地証明等がなされている木材の使用



構造材(柱・梁・桁・土台)の過半において産地証明等がなされている木材(下記のいずれかの木材)を使用すること

#### 【産地証明等がなされている木材】

- 都道府県等により産地が証明される制度により認証される木材・木材製品(例: 都道府県等が実施する認証制度、FIPCなど)
- 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例: FSC、PEFC、SGECなど)
- 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品

注: 要件や申込先等、応募手続の詳細については長期優良住宅普及促進事業実施支援室ホームページ(<http://www.cyj-shien22.jp>)に掲載の「手続きマニュアル」等をご覧ください。